

協議第 1 号

水道事業の計画（認可の調整・申請）の取扱いについて

水道事業の計画（認可の調整・申請）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

水道事業の計画（認可の調整・申請）（調整項目番号 69）

九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は解散し、企業局は九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営することとし、水道用水供給事業の創設認可を申請、取得する。

【参考】

- ・水道法第 26 条の規定により、水道用水供給事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。
- ・九十九里地域水道企業団においては、昭和 47 年 3 月 31 日に創設認可を取得し、第 1 次拡張事業認可取得を経て、平成 3 年 10 月 28 日に第 1 次拡張変更事業認可を取得し、以降は変更なく現在に至っている。
- ・南房総広域水道企業団においては、平成 3 年 3 月 14 日に創設認可を取得し、平成 24 年 3 月 19 日に取水地点の変更により認可変更を行い、以降は変更なく現在に至っている。

協議第 2 号

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）の取扱いについて

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）（調整項目番号 88）

両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」「水道維持管理指針」等に基づいて点検を実施しており、統合後においても当面の間は、現行の維持管理を継続するものとし、国のガイドラインや指針等が変更された場合はその内容を確認の上、適切に対応するものとする。

【参考】

- ・水道法第 22 条の 2 の規定により、水道事業者（水道用水供給事業者）は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないこととされており、省令の基本的な考え方を示した「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）及び「水道維持管理指針（日本水道協会）」等が示されている。
- ・両企業団ともに、ガイドラインや水道維持管理指針等に基づき浄水場機械点検、電気点検及びコンクリート構造物の点検を、直営、委託等により、適切に行っていることを確認した。
- ・両企業団ともに点検方法や点検記録様式については、施設ごとに設備の状況を踏まえて定めていることを確認した。

協議第3号

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務（調整項目番号 98）

1 取水、導水、送水管付属施設（水管橋を除く）

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）において、付属施設の点検方法や頻度及び、対象施設については濁水発生リスク等を考慮した上で選定することなどが示されており、両企業団ともガイドラインに基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うこととする。

なお、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。

2 水管橋

- ・令和6年4月1日施行の水道法施行規則の改正により、おおむね5年に1回以上の点検の実施や点検の記録及び保存等が義務付けられるため、両企業団においては、改正後の施行規則に基づき適切に点検を実施していくこととする。なお、両企業団の記録の様式及び保存方法等については、統合までに統一するよう調整する。
- ・水道法施行規則改正に伴う国の通知に基づき、点検（調査・診断）に係る新技術の活用については、他事業者の活用事例等を参考に、効率性や客観性を重視し、検討するものとする。

【参考】

2 水管橋

- ・水道法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）により、道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。）は、おおむね5年に1回以上の点検実施と点検の記録及び保存等が義務付けられる。
- ・水道法施行規則の一部改正に係る国の通知により、「新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけでなく、目視と同等以上の方法による点検が可能である。」、「点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に関しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。」と示されている。

○九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合に関する覚書 抜粋

(統合の形態)

第1条 両企業団は解散し、千葉県企業局は千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例(昭和四十一年条例第六十一号)に規定された事業に加え九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業(以下「統合後の水道用水供給事業」という。)を経営するものとする。

2 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例に規定された水道事業と統合後の水道用水供給事業は会計を別とする。

○水道法(昭和三十二年法律第七十七号) 抜粋

(水道施設の維持及び修繕)

第二十二條の二 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

(業務の委託)

第二十四條の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

(事業の認可)

第二十六條 水道用水供給事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

第二十七條 水道用水供給事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)

4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給水対象及び給水量
- 二 水道施設の概要

- 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 経常収支の概算
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 五 浄水方法
 - 六 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 七 その他厚生労働省令で定める事項

（認可基準）

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道用水供給事業の計画が确实かつ合理的であること。
 - 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
 - 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
 - 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号） 抜粋

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用している期間保存しなければならない。

○「水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）」厚生労働省課長通知（薬生水発 0320 第 1 号令和 5 年 3 月 22 日） 抜粋

第 2 改正の内容

1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけではなく、目視と同等の以上の方法による点検が可能であることを明確化する。（第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の改正）

第 3 新技術の活用について

第 17 条の 2 第 1 項第 1 号における巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。

（略）

点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特に、無人航空機

(ドローン) や遠隔操作型無人潜水機 (ROV) の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。

協議第4号

施設整備計画（基本的な考え方）について

施設整備計画（基本的な考え方）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

施設整備計画（基本的な考え方）について

統合基本計画項目	内容（案）
<p data-bbox="241 336 544 408">4 施設整備計画 (1) 基本的な考え方</p> <p data-bbox="241 459 394 491">※骨子素案</p> <div data-bbox="241 496 752 667" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p data-bbox="253 504 741 659">安定供給の継続を前提とし、将来の水需要を見据えた水道用水供給事業としての適正な施設規模等に配慮した計画とする。</p></div>	<p data-bbox="779 336 936 368">①基本方針</p> <ul data-bbox="824 376 2000 783" style="list-style-type: none"><li data-bbox="824 376 2000 491">・将来にわたる安定給水を確保できるよう、統合から20年間を計画期間とした施設整備計画を作成し、老朽化が進み、耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行う。<li data-bbox="824 499 2000 614">・施設・設備の更新時期については、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を参考に目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で設定する。<li data-bbox="824 622 2000 783">・水需要予測や施設の稼働状況を踏まえ、適正な施設規模の検討を行う。また、浄水場の統廃合などの施設の最適化については、浄水場の更新が計画期間後に想定されることから、統合後において水需要及び施設稼働状況の実績を踏まえつつ、より具体的な検討を行う。 <p data-bbox="779 834 1055 866">②事業費の算出方法</p> <ul data-bbox="824 874 2000 1034" style="list-style-type: none"><li data-bbox="824 874 2000 954">・両企業団における既存計画対象期間までは、当該計画を踏襲し、それ以降は「手引き」に基づき事業費を算定する。<li data-bbox="824 962 2000 1034">・事業費の算定にあたっては、固定資産台帳の取得原価を基に、物価上昇分を補正し現在価値化を行う。